畜　産　関　係　融　資　制　度

（金利については令和２年４月20日現在）

	元年11月	元年12月	２年１月	２年２月	２年３月
農業近代化資金基準金利	１．３５	１．５０	１．５０	１．４０	１．４０
財政融資資金金利＊	０．０９	０．２０	０．２０	０．１０	０．１０
長期プライムレート	０．９５	０．９５	０．９５	０．９５	０．９５

＊財政融資資金特別会計からの20年(うち据置３年)借入金利

（１）農業近代化資金　〔相談窓口：農協系統金融機関、銀行、信用金庫〕

資金の種類	金利（年％）	償還期限（うち据置期間）（年以内）				貸付限度額（万円以内）	貸付対象																					
							施設					農機具等					家畜の導入					家畜の育成					
		認定農業者	認定農業者以外の農業者	認定新規就農者	農協等		乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他
建構築物等造成資金（１号資金）	**０．２０**	15(7)	15(3)	17(5)	20(3)	農業者 個人　1,800 （知事特認） 20,000 法人等　20,000 農協等　150,000 農林水産大臣が承認した場合はその承認額 認定農業者等の利率の特例を受けられる限度額 個人　1,800 法人　3,600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
農機具等のみの場合		7(2)	7(2)	10(5)	10(2)																							
家畜購入育成資金（３号資金）		7(2)	7(2)	10(5)	7(2)												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
小土地改良資金（４号資金）	《認定農業者に係る貸付利率の特例 **0.16～0.20**（注２）》	15(7)	15(3)	18(5)	15(3)		事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者以外については、復旧に必要な資金を除く。）																					
長期運転資金（５号資金）		15(7)	15(3)	17(5)			農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金（①農地又は採草放牧地の賃借権等を取得する際の権利金、賃借料の一括前払費用　②農機具等の賃借に係る賃借料の一括前払費用　③能率的生産技術・経営方法の研修受講　④品種転換　⑤需要開拓のための農産加工品等の調査及び開発、通信・情報処理機材の取得　⑥営業権・商標権等の取得、研究開発費　⑦法人化のための出資金　⑧農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用）																					

注１：貸付対象者は、①認定農業者、②認定農業者以外の農業者（畜産業及び養蚕業を含む）、③認定新規就農者、④農協等（農協、農業協同組合連合会、その他団体又は法人（農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは拠出者となっている団体、又は基本財産の額の過半の額を拠出している法人））。

２：認定農業者等の利率の特例を適用する場合とは、認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合。

３：償還期限の認定新規就農者の欄は、認定新規就農者が認定就農計画に従って借り入れる場合。

４：東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子（最長18年間）、実質無担保等での貸付けが可能。さらに償還期間（据置期間）についても３年延長。

５：新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた者に対し、実質無利子（貸付当初５年間）、実質無担保等による貸付が可能。